

## インドとの原子力協力に関する提案の見直しを

2008年1月7日

外務大臣殿

来る数週間において、国際原子力機関（IAEA）理事会は、限定された数の追加的な「民生用」原子炉を対象とする、「インドのみに適用される」新保障措置協定についての検討を行うよう要請されると予想されます。その後程無くして、原子力供給国グループ（NSG）の45か国は、フルスコープのIAEA保障措置の受諾を供給条件としている長年続いたNSGガイドラインから、インドを適用外とするというブッシュ政権の提案を受け入れるよう求められることとなります。

提唱者たちの主張とは異なり、この提案された協定案は、他の国々に期待されている不拡散に向けた行動にインドを同調させるものではありません。現在の協定案の条文によってインドが約束していることを理由に、国際的な不拡散の規制や規範から同国が広範囲にわたって免除されることを正当化するものではありません。したがって、この協定案は、すでに弱体化している核不拡散体制にさらなる打撃を与え、普遍的な核軍縮を達成しようとする努力を後退させるものにほかならないのです。

私たちは、貴国政府がこの協定案の影響を十分に考慮し、論議を呼んでいるこの協定案が以下のような事態をもたらすことを阻むような措置を提案・支持していくうえで、積極的な役割を担ってくださるよう、お願いすべく筆をとりました。すなわち、この協定案がもたらす事態とは

- ・核保障措置の制度をさらに損ねること、また、核爆弾物質の生産に使用されうる技術の拡散防止に向けた努力をさらに損ねること、
  - ・いかなる方法によっても、核拡散及び（あるいは）インドの保有核兵器の拡大に寄与すること、
  - ・他の核不拡散条約（NPT）締約国と同等の基準を課すことなく、インドに民生核取引の利益を享受させること、
- です。

NSG及びIAEAは従来全会一致方式で決定を行っています。したがって貴国政府の担う役割は極めて重要なものとなります。以下をご検討いただければ幸甚です。

（1）インドの目指すところは、同国が「民生用」と申告した追加的な施設を、これまで前例のない「インドのみに適用される」保障措置下に置くというものです。この保障措置は、核実験再開によって燃料供給が滞った際に、インドがIAEAによる監視を中止させることを可能にするものです。インド政府高官は、供給国からの

継続的な燃料供給を条件とする保障措置を追求するとの意向を示しています。さらにインドは、外国からの燃料供給が止められた場合に、それが核実験再開を理由とするものであっても、特定の「国産」原子炉を保障措置から外すことを主張してくるかもしれません。このような提案は、実際の保障措置協定の文面に盛り込まれていようと、同時に発表される声明文に盛り込まれていようと、断固拒否されるべきものです。

1995年NPT再検討・延長会議では、その最終文書の一部として、すべてのNPT締約国はフルスコープの保障措置を受けることを核燃料の供給条件とするという原則を承認しました。インドを当該条件の適用外に置くというNSG45か国の決定は、NPTの核取引におけるこうした重要な要素を真っ向から否定するものです。

私たちは、貴国政府に対し、インドにいかなる保障措置の特別な免除も付与するような、そして、すべての核物質及び施設を恒久的な保障措置下に置くという原則との間に齟齬を生み出すような、いかなる協定にも率先して反対の意を示すよう強く求めます。

(2) 2005年7月、インドは保障措置協定の追加議定書を締結することを約束しました。インドが保障措置の枠外で核兵器計画を継続していることに鑑みれば、いくつかの追加的な「民生用」原子炉を個別の保障措置下に置くことによる核不拡散にとっての利点は存在しません。各国は、NSGがインドを規定の枠外に置くという決定を行う前に、実質的効果を持つ保障措置の追加議定書をインドが締結するよう主張していくべきです。

(3) 米国は、インド政府が核実験モラトリアムの誓約を破棄した場合においても、インドに対する核供給の継続をNSG参加国に認めるNSGガイドライン草案を提示しています。インド政府高官は、核実験再開の権利を侵害しないかたちでのNSGガイドラインの変更を希望すると発言しています。NSGにおける米国の提案は、インドが核実験を再開した際の核取引停止をNSG参加国の自由意志に委ねるというものになるでしょう。このようなアプローチは、核実験に対する国際規範を弱め、NSGガイドラインを愚弄するものです。もしNSG参加国がインドを標準的なフルスコープの保障措置の適用外とするということで全会一致の合意をするのであれば、少なくとも、いかなる理由においてもインドが核実験を再開した場合には、NSG参加国とのあらゆる核取引を中止するという点を明確にしておかなければなりません。

(4) インドは、NSGガイドラインからの免除を追求するとともに、インドが核実験を再開した場合に課せられる燃料供給の禁止や制裁の影響を受けずにインドが核燃料を使用できるような戦略的備蓄の供給を供給国に認めるIAEAの供給保証を追求しています。米印二か国の原子力協力協定は、インドの戦略的燃料備蓄と、「インドにのみに適用される」燃料供給協定の支持という政治的誓約を含むものです。もしNSG参加国がインドに対する燃料供給に合意するのであれば、一般的な原子炉運転の要件に見合う形で行われるべきです。

(5) IAEA保障措置ではプルトニウム再処理、ウラン濃縮、あるいは重水生産といった機微の技術のコピーや兵器計画への転用を阻止できません。それにもかか

ならず、米国は他の核供給国がそれらの技術をインドに譲渡することを可能にするNSGガイドラインを提案しており、インドもそれを求めています。1974年にインドは、核の平和利用に関する二国間協定に違反した形で、カナダ及び米国によって提供された重水炉で生産したプルトニウムを使用した核装置の爆発実験を行いました。米政府高官は、そのような技術を譲渡する意図は持っていないと発言しています。しかし、他の国々がそのような意図を持っているかもしれません。實際上すべてのNSG参加国は、NPT非締約国に対しこれら機微の核技術の輸出を禁止する提案を支持してるといいと思います。いかなる状況下においてもインドにこのような技術を譲渡することを許すNSG規制を承認すべきではありません。

(6) 兵器用核分裂性物質の生産を中止するとのインド政府の決定がない限り、外国からの燃料供給はインドの核兵器物質の備蓄増強を継続させるのみならず、それに更なる拍車をかける可能性を孕むものです。これはNPT第一条に謳われた目的に反するだけでなく、インド・パキスタン間の核競争に油を注ぐものです。貴国政府は、外国からの燃料供給がインドの武器生産力や南アジアにおける安全保障バランスにどのような影響を与えるかについて、独自のアセスメントを行っているのでしょうか。

(7) 国連安保理決議1172は、インドとパキスタンに対し、包括的核実験禁止条約(CTBT)への署名ならびに兵器用核分裂性物質の生産中止を求めています。貴国政府は、国連憲章に則り、同決議の履行を支持する義務があります。フルスコープの保障措置というNSG基準の免除を付与される前に、インドは5核兵器国と同様に兵器用核分裂性物質の生産禁止を宣言し、CTBTに署名した他の177カ国のように、核実験を永続的に中止するという法的拘束力のある誓約を行わなければなりません。世界規模での検証可能な核分裂性物質禁止に向けた条約交渉を支持するというインドの口約束は、10年以上にもわたってこのような条約交渉が開始されていない状況を受けての、うわべだけのパフォーマンスにすぎません。

## 結論

もし貴国政府が、核兵器の拡散防止、核軍備競争の終焉、核物質及び技術の輸出規制の強化を受けて真摯に取り組んでいるのであれば、これらを含む重要な不拡散措置への要求を続けてくださることと思います。ここに述べたような私たちの疑問や勧告に誠実なご対応をいただくことを期待しています。